

令和2年第1回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

令和2年3月 3日 (開会)

令和2年3月13日 (閉会)

日程第 5 議案第 1 号から日程第 15 議案第 11 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に、日程第 5 議案第 1 号 令和 2 年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第 15 議案第 11 号 令和 2 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、11 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております 11 件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることとして、説明を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（伊藤敏夫） 議案第 1 号から議案第 11 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 16 議案第 12 号から日程第 20 議案第 16 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 16 議案第 12 号 令和元年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第 20 議案第 16 号 令和元年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 資料ですけれども、予算関係議案になります。予算関係議案をお願いします。1 ページをお願いします。

議案第 12 号 令和元年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

令和元年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出 681 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 5,815 万円とするものであります。

第 2 条ですが繰越明許費でございます。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しして使用できる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。第 2 条の内容につきましては、4 ページをお願いします。

繰越明許費であります。繰越いたしますのは、8 款 2 項道路橋りょう費で、社会資本整備総合交付金事業を 1,171 万 2,000 円繰り越すものでございます。

次に 8 ページ、9 ページをお願いします。最初に歳入であります。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも実績によるものが主なものでありますので、金額の多いものでだけ説明させていただきたいと思えます。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 107 万円の増額。これは 1 節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費等負担金で 143 万 5,000 円の増が主な理由でござ

ございます。障害者福祉サービス費の実績見込みが増えたことによるものでございます。

12、13 ページをお願いします。

17 款 2 項 2 目い樹い樹かみこあに応援基金繰入金 251 万 8,000 円の増額です。これは1 節い樹い樹かみこあに応援基金繰入金でふるさと納税の額が増えたことで、村の返礼品等の経費に充当するための増額でございます。

次に16、17 ページをお願いします。

2 款 1 項 17 目地域振興基金費 5,211 万 7,000 円の追加、これは25 節積立金で今補正の調整額を地域振興基金予算の原資として積み立てるものでございます。18 目い樹い樹かみこあに応援基金費 1,240 万 7,000 円の追加。これは25 節積立金で、ふるさと納税の見込み額でございます。

議案第12号については、以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 議案第13号 国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について説明させていただきます。31 ページをお開きください。

議案第13号 令和元年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,649 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3 億 7,816 万 3,000 円とするものでございます。

38 ページ、39 ページをお開きください。歳入の説明をいたします。主なものだけ説明をいたします。

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金 1 節普通交付金 2,448 万 3,000 円の減額でございます。歳出にあります療養給付費、医療費の減額見込みにより歳入も減額するものでございます。

5 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 738 万 3,000 円の追加でございます。こちらにつきましては、歳出の方に計上しておりますが、国保連合会の算定誤りによりまして、高額療養費共同事業負担金、それから保健財政共同安定化事業交付金が返還することとなりました。そちらの財源として基金の方から取り崩しをさせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 82 万 4,000 円の追加でございます。負担金補助及び交付金、システム開発費等の負担金として増額するものでございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費 1,945 万 8,000

円の減額であります。医療費の実績見込みが減少したための減額でございます。2 款保険給付費 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費 502 万 5,000 円の減額であります。同じように高額医療費につきまして、実績見込みが減少したものでございます。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金 738 万 3,000 円の追加でございます。償還金利子及び割引料のところでございますが、先ほど申しました国保連合会の算定誤りによりまして、返還が必要となった共同事業の負担金、それから保険財政共同安定化事業交付金の返還金を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 続いて 45 ページをお願いします。

議案第 14 号 令和元年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についてであります。

令和元年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 203 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 1,085 万 2,000 円とするものでございます。

52、53 ページをお願いします。初めに歳入でございます。

1 款 1 項 1 目診療報酬収入 256 万 7,000 円の減額。これは 2 節歯科診療報酬収入でございます。また 2 目一部負担金 62 万 5,000 円の減額、これは 2 節歯科診療収入でございます。いずれも実績から推計した収入見込みによるものでございます。

3 款 1 項 1 目繰入金 116 万 2,000 円の追加です。これは一般会計からの繰入金でございます。

54、55 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 67 万 7,000 円の減額です。これは 7 節賃金の人夫賃金 46 万 4,000 円の減額と 11 節需用費の燃料費 106 万 6,000 円の減額及び 13 節委託料 85 万 3,000 円の追加で、いずれも支出見込みによるものでございます。

2 款 1 項 1 目医業費 135 万 3,000 円の減額。これは 13 節委託料の技巧委託料と検査委託料の減額で、支出見込みによる減額でございます。

議案第 14 号については、以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 引き続き 57 ページをお開きください。

議案第 15 号 令和元年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 135 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,887 万 6,000 円とするものでございます。

64 ページ、65 ページをお開き願います。歳入から説明をいたします。主なところになります。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目地域支援事業、介護予防事業ですが、42 万 2,000 円の減額でございます。現年度分ということで事業費、歳出見ております事業費の実績見込み額の減少に伴い、歳入を減額するものでございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金事業支援交付金 2 目地域支援事業支援交付金 45 万 6,000 円の減額でございます。こちらも歳出の実績見込み額の減少に伴い、歳入を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金 56 万 7,000 円の減額でございます。財源調整の結果により基金の繰入金を減額するものでございます。

続きまして歳出でございます。次の 68、69 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 33 万 5,000 円の追加でございます。介護保険システムの改修にかかります村の負担金分を増額するものでございます。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活サービス事業費 1 目介護予防事業費 169 万円の減額でございます。13 節委託料が 109 万円、介護予防事業の実績見込額の減少によるものでございます。19 節負担金補助及び交付金 60 万円の減額。サロン開設事業費として、6 集落で見込んでおりましたが、今年度 3 集落の開設となりました。残る 3 集落は来年度予定ということでございましたので、その分を減額いたしましたものでございます。

○住民福祉課長（加藤浩二） 続きまして 73 ページをお開きください。

議案第 16 号 令和元年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 369 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,230 万円とするものでございます。

歳入を説明いたします。80 ページ、81 ページをお願いいたします。

1 款保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目後期高齢者医療保険料 369 万

9,000 円の追加でございます。現年度分特別徴収保険料が 88 万 3,000 円の追加。現年度分普通徴収保険料が 168 万 5,000 円の追加。滞納繰越分徴収保険料が 113 万 1,000 円の追加でございます。調停額が決定したことにより増額するものでございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 369 万 9,000 円の追加でございます。負担金補助及び交付金です。連合会への納付金でございます。調定額をそのまま納付金として連合会の方に納付することになりますので、調停額の歳入の増額と同額を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤敏夫） ただいまの説明にたいして、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 12 号から議案第 16 号までは、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 21 議案第 17 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 21 議案第 17 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 資料は提出議案です。4 ページをお願いします。

議案第 17 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更についてです。

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間における上小阿仁村過疎地域自立促進計画を、別添のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由

過疎地域自立促進特別法第 6 条の規定により、この議案を提出いたします。

内容については、次のページをお願いします。

内容ですけれども、農集五反沢処理区と公共下水道沖田面処理区の統合と保育園保育費無償化の対象外区分に対する村費負担についての追加をするものです。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 187 は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 22 議案第 17 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 21 議案第 18 号 上小阿仁村表彰審査会条例の制定についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の 6 ページをお願いします。

議案第 18 号 上小阿仁村表彰審査会条例の制定についてです。

上小阿仁村表彰審査会条例の制定について別記のとおり提出するものでございます。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるために、この条例案を提出します。

次のページをお願いします。

内容でございますけれども、ただいま述べましたとおり、地方公務員法の改正によって、村独自で制定している表彰審査会については、附属機関として設定するようにとございますので、規定あったものを廃止して条例とするものでございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 18 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤敏夫） これより休憩します。

15 時 10 分 休憩

15 時 20 分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開いたします。

○議長（伊藤敏夫） 先ほどの議案第 18 号は、総務産業常任委員会に付託します。

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 23 号 議案第 19 号 上小阿仁村教育委員会評価委員会設置条例の制定についての件を議題といたします。提案理由の説明をも求めます。総務課長

○総務課長（小林博隆） 議案の 8 ページをお願いします。

議案第 19 号 上小阿仁村教育委員会評価委員会設置条例の制定についてで

あります。

上小阿仁村教育委員会評価委員会設置条例について別記のとおり提出します。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお願いします。

内容ですけれども、地方公務員法の改正により、村独自で設置している教育委員会評価委員会については付属機関として設置する必要があることから、要綱を廃止して、条例に格上げするものでございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 19 は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 24 議案第 20 号～日程 29 議案第 25 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 24 議案第 20 号 特別所の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 29 議案第 25 号 上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件まで、6 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案の 10 ページをお願いします。

議案第 20 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するため、及び教育委員の報酬額を改正するため、この条例を提案いたします。

次のページをお願いします。

資料は 15 ページまで続いていますけれども、内容については、現在特別職として任用している職員についても、地方公務員法の改正により、見直しを行っております。改正後、特別職として認められるものを整理しております。

特別職として任用できない職員については、今後は、有償ボランティアとして活動していただきますということになります。報酬の金額については、現行

のままとし、謝礼として支払うこととなります。

その他教育委員会委員の報酬を、2万円に改正する内容となっております。
説明は以上です。

○総務課長（小林博隆） 議案第21号 上小阿仁村交通指導員条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村交通指導員条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものです。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴って、関係条例を整備するため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

地方公務員法の改正によって、報酬での支払いができなくなりますので、報酬に関する部分の規定及び非常勤職員の規定を削るものでございます。

○総務課長（小林博隆） 議案の第22号 上小阿仁村防犯指導員設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは議案の第21号と、提案理由が同じでございます。内容につきましても同じで、報酬でも支払いができなくなりますので、報酬に関する規定及び非常勤職員の規定を削るものでございます。

○総務課長（小林博隆） 20ページをお願いします。

議案第23号 上小阿仁村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてです。

上小阿仁村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものです。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整備する必要があるため、この条例を提出するものでございます。

次のページをお願いします。内容ですけれども、新設になります会計年度職員についても、職員と同じくサービスの宣誓が必要になりますが、会計年度職員は任用手続等が様々であることから、別に定める定めを設けて、それぞれにふさわしい方法で行えるようにするものでございます。

○総務課長（小林博隆） 22ページをお願いします。

議案第24号 上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例についてです。
上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、関係条例を整備する必要があるため、この条例を提出するものでございます。

内容につきましては、次の 23、24 ページでございます

簡単に説明しますと、議案の第 25 号、次の議案でできますけれども、次の議案の改正に対して情報公開の運用について第 6 条、第 7 条、第 8 条にそれぞれ 1 項を追加し、運用についての整備を図ったということでございます。

○総務課長（小林博隆） 25 ページをお願いします。

議案第 25 号 上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものです。

提案理由

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、関係条例を整備する必要があるため、この条例案を提出するものです。

改正部分について、次のページから 39 ページまでのせてございます。

主な内容としましては、非識別加工情報の提供に関する 1 項を加えることで、情報の提供の際に、今までより、こうした加工した情報について取り扱うことができるかとされております。その取扱等について、情報を追加するものでございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 20 号から議案第 25 号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 30 議案第 26 号から日程第 32 号 議案第 28 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 30 議案第 26 号 上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 32 議案第 28 号 上小阿仁村村営住宅管理条例の一部を改正する条例の件まで、3 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長兼産業課長。

○建設課長兼産業課長（大沢寿） 同じく 40 ページをご覧ください。

議案第 26 号 上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例の一部を改正する条例を

別記のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、上小阿仁村中小企業振興融資斡旋資金利子補給要綱と整合性を図るため、その条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

改正内容でございますけれども、第5条第3号を削る。第6条第3号を削る。いずれも利子補給金にかかる部分を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

○建設課長兼産業課長（大沢寿） 42 ページをお願いします。

議案第 27 号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、道路法施行令の一部を改正する政令の施行により、村が管理する道路の占用料の額を改訂する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

内容でございますが、第2条第3項中「100分の105を乗じて得た」を「当該道路を占用させることに付き課税されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準にして課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。附則の2、3につきましては、経過措置でございまして、これによって占用料を改定する必要があるございまして、激変緩和措置をするための規定につきまして、この経過措置2、3で規定をしております。

○建設課長兼産業課長（大沢寿） 44 ページをお願いいたします。

議案第 28 号 上小阿仁村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村村営住宅管理条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、民法の改正に伴い、関係条例を整備する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

45 ページをお願いいたします。

内容といたしまして第41条第3項中「年5分の割合」を「民法第404条第2項に掲げる法定利率」に改めるものでございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第26号から議案第28号までは、総務産業常任委員会に付託します。

日程第33 議案第29号から日程第34号 議案第30号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第33 議案第29号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定について件、及び日程第34 議案第30号 上小阿仁村農産加工施設の指定管理者の指定についての件を一括議題といたします。

本件については、1番 伊藤秀明君に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥を求めます。

（1番 伊藤秀明議員 除斥）

提案理由の説明を求めます。建設課長兼産業課長。

○建設課長兼産業課長（大沢寿） 46ページをお願いいたします。

議案第29号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村特産物直売所の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原66番地1

かみこあに観光物産株式会社

代表取締役 伊藤茂樹

2, 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものでございます。

○建設課長兼産業課長（大沢寿） 47ページをお願いいたします。

議案第30号 上小阿仁村農産加工施設の指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村農産加工施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原 66 番地 1

かみこあに観光物産株式会社

代表取締役 伊 藤 茂 樹

2, 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 (5 年間)

提案理由といたしまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 29 号から議案第 30 号までは、総務産業常任委員会に付託します。

○議長（伊藤敏夫） 1 番 伊藤秀明君の除斥を解きます。

（1 番 伊藤秀明議員 着席）

日程第 35 陳情 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 35 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

15 時 38 分 散会